

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【職務上疾病部門】</p> <p>1 労災保険に統合する際には、労災保険給付に相当する部分以外の部分（船員保険の被保険者に限られる部分）は、独自に支給する仕組みが必要ではないか。</p> <p>2 船員保険の移送費については、労災保険では療養補償給付の中に含まれる移送に相当することから、一般制度と合わせてはどうか。</p> <p>3 下船後3月の療養補償については、ILO条約に定められた給付であることから、存続させることが必要ではないか。ただし、職務外疾病に係る給付であることから、労災保険ではなく、公法人に移管する職務外疾病部門から支給する仕組みとすることが適当ではないか。</p> <p>【現金給付一般】</p> <p>4 給付の基礎となる日額については、一般制度と同様に給付基礎日額（労働基準法第12条で定める方法により計算された平均賃金）とするか、標準報酬とするか、失業部門も含めた検討が必要ではないか。</p>	<p>1 ・全国健康保険協会とは異なる公法人が職務外疾病部門及び独自給付部分についての保険者となるのか。 ・労災にも健康保険にも認定されないようなケースがあるように、独自給付が労災と異なる所で支給される場合に、そのようなケースが生じないようにすべき。</p> <p>2 移送費は平成6年の法改正において現物給付から現金給付へと変更した経緯があるが、今般あらためて現物給付化するのであれば、平成6年当時の改正理由を検証すべきではないか。 → 移送費に係る平成6年の改正は、同年の健康保険法改正と併せて行われたものだが、労災保険制度においては、職務上疾病と職務外疾病とで異なる取扱いをしていることを踏まえ、今般、職務上疾病については、労災保険制度と同様、現物給付としての取扱いとすることとした。</p> <p>3 下船後3月の療養補償は船主の災害補償責任であり、職務外の給付を行う公法人が給付を行うとすれば、整合性の問題を解決する必要があるのではないか。 → 費用を船主側負担としていることについては、今後も変えるつもりはない。</p> <p>4 現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。</p>	<p>4 ・現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。 ・船員労働においては、長期の労働時間と長期の休暇という特殊性があることに留意すべき。</p>	<p>4 統合後においては労災の給付基礎日額方式とすべきである。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p><b>【傷病手当金】</b></p> <p>5 傷病手当金は、療養中の生活保障を行うものであるという給付の性格にかんがみ、一般制度と同様に、賃金が支払われている期間は支給しないこととするのが適当ではないか。</p> <p>6 同一の傷病を理由として障害厚生年金等が支給される場合における傷病手当金の支給停止については、労災保険の併給調整にかかる取扱いの方が支給額が高いという違いがあるが、労災保険における取扱いと合わせてもよいのではないか。</p> <p><b>【葬祭料】</b></p> <p>7 葬祭料の額については、船員法において葬祭料の額が規定されていることから、現行の船員保険と同じ取扱いとすることが適当ではないか。その額が労災保険における葬祭料の額を上回る場合には、船員保険の被保険者に限った措置となることから、少なくともその差額は独自に支給する仕組みが必要ではないか。受給資格者については、一般制度と同様に葬祭を行う者としてはどうか。</p>	<p>5 漁船のように歩合給で事後的に清算されるような場合、どのような取扱いになるのか。</p> <p>→ 労災保険法に基づく休業（補償）給付は、休業をしている期間に対して支払われるものであり、休業以前の労働期間に対する賃金が事後的に支払われたからといって、調整を行うものではない。</p> <p>6・労災の場合との調整率の違いはどのような理由なのか。</p> <p>・厚生年金の障害手当金との調整はどのようになっているのか。</p> <p>→ 船員保険の給付と障害厚生年金等との併給調整については、労災保険の給付と障害厚生年金等の併給調整の方法にかんがみ、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の支給実績値を基に停止率を定め、給付額に停止率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する方法を採っている。</p> <p>格差が生じているのは、停止率を算出（労災保険は調整率）する際に、それぞれの制度の実績値を基にしているためである。</p> <p>7 労災保険においては、場合によっては船舶所有者が葬祭料を受けることになるのはおかしいのではないか。</p> <p>→ 葬祭料の受給資格者については、その対象を労災保険制度と同様に規定した場合であっても、実質的には、従来船員保険法において受給資格者とされてきた遺族が優先されるものと考えられ、大きな問題は生じないのではないかと考えられる。</p>	<p>7 社葬が行われた場合等考えれば支給が妥当とされるケースもあるのではないか。</p>		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【保険料】</p> <p>8 保険料の算定基礎となる報酬については、一般制度と同様に賃金総額とするか、標準報酬とするか、失業部門も含めた検討が必要ではないか。</p> <p>9 労災保険料のメリット制については、業務災害に係る保険給付や特別支給金を対象としているが、災害防止の努力を促すというメリット制の趣旨にかんがみ、対象とする給付等を含め、全て一般制度に合わせる事が適当ではないか。</p>	<p>8・船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適当ではないか。また、賃金総額方式とした場合、標準報酬の上限を超えている者は保険料負担が増えるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付の基礎となる金額については、労働基準法第12条で定める方法により計算された平均賃金が用いられるが、船員法において同条は適用除外とされているので、なじまないのではないか。</li> </ul> <p>→ 給付の基礎となる額は一般制度と同様に賃金を用いるべきと考えるが、その算定方法については検討の余地はある。</p> <p>9 メリット制をそのまま船員について適用するのは問題ではないか。</p> <p>【その他】 (適用範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険には被保険者概念がなく、船員保険には適用事業という概念がないという構造の違いをどう整理するのか。</li> <li>・ 一般制度と統合した際の保険関係（船員保険の被保険者が労災保険法上の労働者性を有することの担保等）について、整理が必要ではないか。</li> </ul> <p>→ 個々の事業について、事業主と船員との間に使用関係が認められる場合、当該事業は「適用事業」に該当する。</p> <p>また、船員法第1条第1項に規定する船員は、原則として船員保険の</p>	<p>8・船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適当ではないか。また、賃金総額方式とした場合、標準報酬の上限を超えている者は保険料負担が増えるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船員労働においては、長期の労働時間と長期の休暇という特殊性があることに留意すべき。</li> </ul> <p>【その他】 (適用範囲について)</p> <p>適用事業の整理をどのように考えているのか。</p> <p>→ 個々の事業について、事業主と船員との間に使用関係が認められる場合、当該事業は「適用事業」に該当する。</p>	<p>8 統合後においては労災の賃金総額方式とすべきである。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<p>強制被保険者となるが、この被保険者たる船員は、基本的には労働基準法第9条及び労災保険法第3条に規定する「労働者」に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今まで船員保険によってカバーされていた船員について、統合によって適用漏れが生じないようにすべき。</li> <li>→ 今船員保険の被保険者となっている者が適用除外とならないように検討すべきと考えている。</li> <li>・ FOCに乗り組む日本人船員については現在の船員保険の取扱いどおり、強制加入とすべき。また、5人未満の船員を使用する船舶所有者の場合も、適用が緩和されることのないようにすべき。</li> <li>・ マルシップに乗り組む外国人船員については適用対象とならないことの法的な説明をすべきではないか。</li> <li>・ 労災保険に統合した場合に保険関係成立の届出の義務が生じるが、届出書の記載欄のうち「所在地及び名称」、「事業の概要」及び「事業の種類」にはそれぞれどのように記載すればよいのか。</li> <li>→ 統合の際にどのような手続をするか、どのような業種とするかは今後決めていきたい。</li> <li>・ 職務上・外の認定基準、職務不能の認定基準及び通勤災害の認定基準について船員保険と一般制度とで差異がないか否か、確認すべき。</li> <li>→ 認定基準の差異についても、は確認したい。</li> <li>・ 障害等級の定義について、船員保</li> </ul>			

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<p>険と労災保険とで差がないか。 → 差異はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般制度の適用に関する労働基準法、労働安全衛生法等の法令と、船員法等における船員の労働関係規定と異なる点を認識した上で給付を行うべきではないか。 → 実施体制については、議論する必要があると考えている。</li> <li>保険者は事業主からの費用徴収に当たって、船舶における法令違反の事実をどのように調べるのか。</li> </ul>			